

鴨川市国際交流協会規約

(名称)

第1条 本会は、鴨川市国際交流協会（以下「協会」という。略称「KIRA」英文名 KAMOGAWA INTERNATIONAL RELATIONS ASSOCIATION）と称する。

(目的)

第2条 協会は、市民を主体とした幅広い国際交流事業を推進し、諸外国との友好親善の推進に努めるとともに、在住外国人との相互理解を深め、地域の国際化に寄与することを目的とする。

(事業)

第3条 協会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 国際交流に関する事業の実施
- (2) 国際交流に関する情報及び資料の収集
- (3) 国際交流に関する情報の提供
- (4) 国際交流に関する諸団体との連絡調整
- (5) その他前条の目的を達成するために必要な事業

(会員)

第4条 協会は、第2条の目的に賛同する次に掲げる会員をもって組織する。

- (1) 団体会員
 - (2) 法人会員
 - (3) 個人会員
- 2 会員の資格は、第18条に規定する会費を納入した日に取得する。
- 3 会員は、次の各号のいずれか一に該当するときは、その資格を失う。
- (1) 会費を納付しないとき。
 - (2) 協会の名誉を著しく傷つけ、又は公序良俗に反する行為を行ったと理事会が認めるとき。

(役員)

第5条 協会に次の役員を置く。

- (1) 会 長 1名
- (2) 副会長 2名
- (3) 理 事 15名以内
- (4) 監 事 2名

(役員を選任及び承認)

第6条 会長、副会長は、理事の中から互選し、総会の承認を得るものとする。

2 理事及び監事は、総会において会員の中から選出する。

(役員任期)

第7条 役員任期は総会において選出された日の翌日から2年とする。ただし再任を妨げない。補欠により役員となった者の任期は、前任者の残任期間とする。

2 役員任期満了後も次の役員が選出されるまで期間がある場合は、従前の役員がその職務を行うものとする。

(役員職務)

第8条 会長は、本協会を代表し、会務を総括し諸会議を招集する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

3 理事は、協会に関する事項を審議し、協会の職務を推進する。

4 監事は、協会の事業及び会計を監査する。

(名誉会長及び顧問)

第9条 協会に名誉会長及び顧問を置くことができる。

(会議)

第10条 協会の会議は、総会及び理事会とし、会長が各会議の議長となる。

(総会)

第11条 総会は、年1回会長が招集する。ただし、必要に応じて臨時総会を開くことができる。

2 総会において決議、又は承認する事項は次のとおりとする。

(1) 予算及び決算に関すること。

(2) 事業計画及び事業報告に関すること。

(3) 規約の制定及び変更に関すること。ただし、一部変更の場合であって、その変更に係る事項が軽微なものとして理事会が認めるものを除く。

(4) 役員を選出に関すること。

(5) その他、会長が必要と認めた事項

3 第1項の規定にかかわらず、やむを得ない事情があると認めるときは、理事会の承認を得て、総会の開催に代えて書面による議決により前項に規定する事項について決議又は承認を得ることができる。

(理事会)

第12条 理事会は、会長、副会長及び理事をもって構成し、会長が必要に応じて招集する。

2 理事会において審議する事項は、次のとおりとする。

(1) 協会の運営に関すること。

(2) 総会の開催及び付議事項等に関すること。

(3) その他、会長が必要と認めた事項に関すること。

(付属機関)

第13条 会長は、協会の主要な事業を円滑に推進するために部会を設けることができる。

(議決)

第14条 会議の議決は、出席者の過半数をもって決する。ただし、賛否同数の場合は、議長が決する。

2 第11条第3項の規定により書面による議決を行う場合は、提出された書面の過半数を持って決する。ただし、賛否同数の場合は、議長が決する。

(事務局)

第15条 協会の事務を処理するため、事務局を鴨川市横渚 1450 番地、鴨川市役所 市民生活課内に置く。

(経費)

第16条 協会の経費は、次の収入をもってあてる。

- (1) 会費
- (2) 補助金
- (3) 寄附金
- (4) その他の収入

(特別会計)

第17条 協会は、特別会計を設けることができる。

(会費)

第18条 協会の会費は、年会費として次の会費を、年度の始めに別に定める方法により納入しなければならない。

- (1) 団体会員・法人会員 年額・1口 10,000円
- (2) 個人会員 年額・1口 1,000円

(会計年度)

第19条 協会の会計年度は、毎年4月1日から翌年の3月31日までとする。

(委任)

第20条 この規約に定めるもののほか、必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この規約は、平成18年5月14日から施行し、平成18年4月1日から適用する。

附 則

この規約は、平成20年4月18日から施行し、平成20年4月1日から適用する。

附 則

この規約は、平成21年5月17日から施行し、平成21年4月1日から適用する。

附 則

この規約は、平成22年5月9日から施行する。

附 則

この規約は、平成23年4月22日から施行し、平成22年7月1日から適用する。

附 則

この規約は、平成24年4月25日から施行し、平成24年4月1日から適用する。

附 則

この規約は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この規約は、平成30年5月13日から施行し、平成30年4月1日から適用する。

附 則

この規約は、令和2年4月23日から施行する。

附 則

この規約は、令和4年4月12日から施行し、令和4年4月1日から適用する。

附 則

この規約は、令和8年4月15日から施行し、令和8年4月1日から適用する。